

税に関する 手続きについて



年末調整関係資料の提出

27年分の年末調整関係書類（総括表、給与支払報告書等）の提出期限は2月1日(月)です。

28年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、27年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

※ 住所・氏名・生年月日の誤記や記入漏れがないようご注意ください。

1月15日(金)までは市役所2階市民税担当窓口（☎21・3211）で、1月18日(月)から2月1日(月)までは市役所1階市民ホールまたは東部4支所で受付します。早めの提出にご協力ください。

所得税等の確定申告会場が 税務署に開設されます

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがあります。

※ 確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記載漏れがないようご注意ください。

会場内にはコピー機がありませんので関係書類のコピーが必要な場合は、あらかじめご注意ください。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)の午前9時～午後5時
※ 土曜・日曜・祝日は閉庁日のため受付なし。

会場 函館税務署
(中島町37番1号)

お問合せ 函館税務署
☎31・3171

確定申告などに必要な 証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

▽国民年金保険料

控除証明書は日本年金機構から送付済です。紛失された方は専用ダイヤル（☎057

0・058・555）にお問合せください。なお、昨年10月～12月にはじめて保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

▽後期高齢者医療保険料

27年中に保険料を納付した方へ、1月下旬に納付確認書を送付します。

お問合せ 国保年金課
国保 ☎21・3154
後期高齢 ☎21・3185

給与支払報告書等の 電子申告ができます

市では地方税ポータルシステム（エルタックス）を導入しており、自宅や事業所のパソコンからインターネットを利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税（償却資産）の申告が可能です。詳しいことは(社)地方税電子化協議会（☎0570・081・459）へお問合せください。

HP <http://www.eltax.jp/>

固定資産(償却資産)の申告

28年1月1日現在、函館市内に償却資産（会社や個人が事務所や工場・店舗などで事業に使用する、土地・家屋以外の資産）を所有している方は、その内容を2月1日(月)までに申告してください。

お問合せ 税務室資産税担当
☎21・3231

軽自動車税変更届

軽自動車税は4月1日現在、次の車両を所有する方に課税されます。これらの車両を譲渡・廃車したときや函館市から転出したときは、変更届を提出してください。

▽原動機付自転車（排気量125cc以下）・小型特殊自動車は税務室市民税担当（☎21・3207）または各支所
▽軽自動車（二輪・三輪を含む）は全国軽自動車協会連合会函館事務所コールセンター（☎050・3816・1764）

▽二輪の小型自動車（排気量250cc超）は函館地区家用自動車協会（☎49・6378）

※ 二輪の小型自動車は運輸支局での変更手続きと別に、市への軽自動車税申告書の提出が必要です。

架空請求にご注意を！

- ・「有料動画の閲覧履歴がある」
- ・「出会い系サイトの利用料金が未納である」
- ・「他社から債権を譲り受けた」

このような身に覚えのない請求を受けたときは、お金を支払う前に、消費生活センターに相談しましょう。

函館市消費生活センター ☎26-4646

午前10時～午後4時（日曜・祝日は午前11時～）

クレジットカードの 現金化は厳禁！

換金目的で商品をクレジットカード払いで購入すると、規約違反となりカードが使えなくなるほか、自分の借金を増やすこととなります。借金でお悩みの方は、ひとりで抱え込まず早めにご相談ください。

くらし安心課借金相談窓口 ☎21-3160(さいむゼロ)

平日 午前8時45分～午後5時半